

夢を実現する第一歩のために

2026年3月号

ミツヒロニュース



3月となり、個人の方は確定申告の準備で、まだ落ち着かない時期ではないでしょうか。記事でも触れていますが、令和9年分の申告からは電子申告が原則となり、時代は「電子申告が当たり前」へと大きく変わります。優良な電子帳簿や請求書データとの自動連携により、控除額が10万円上乘せされる制度も始まります。税務署側でも、紙申告に比べてデータ分析による調査や誤りの把握が容易になります。今後は、正しい申告を前提に、制度を活用した適切な節税がより重要になるでしょう。光廣 昌史

今月のトピック

- ◇青色申告特別控除の見直しポイントと今後
- ◇自転車の交通反則通告制度（青切符）の導入
- ◇休日を会社設立日に指定できる制度が施行
- ◇今月のお勧めセミナー「家族を幸せにする相続セミナー」
- ◇あしがき「春待ちの空」



青色申告特別控除の見直しポイントと今後

1. 今回の改正は何が変わるのか

令和8年度税制改正大綱では、青色申告特別控除が見直され、e-Taxによる電子申告と優良な電子帳簿保存を行うことで、控除額が最大75万円に引き上げられます。この改正は、「正しく記帳し、電子的に申告・保存している人ほど優遇する」という考え方に基づいて行われます。国は、帳簿や申告をデジタル化することで、申告内容の正確性を高め、税務手続きを効率化したいと考えています。

そのため、これまで評価されてきた「複式簿記をしていること」よりも、「電子申告（e-Tax）や電子帳簿保存をしていること」に重きを置く制度へと大きく転換されました。結果として、従来と同じやり方を続けていると、控除額が大幅に減るケースが出てきます。

2. 青色申告特別控除はどう変わるのか

改正後の青色申告特別控除は、次のように整理できます。

- ① 複式簿記+電子申告（e-Tax など） → 控除額は 65万円 になります。
- ② 上記に加えて、優良な電子帳簿保存を行っている場合 → 控除額は 最大 75万円 になります。（訂正・削除履歴が残る帳簿保存や、電子取引データの適切な保存など）
- ③ 複式簿記だが、書面で申告している場合 → 控除額は 10万円 に引き下げられます。
- ④ 簡易簿記の場合 → 原則 10万円控除 ですが、後述の条件によっては控除がなくなります。

このように、改正後は「複式簿記をしているだけ」では大きな控除を受けられなくなります。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

3. 制度の考え方がどう変わったのか

〈現行制度〉

- ・複式簿記をしていれば 55 万円控除
- ・電子申告をすると 10 万円上乗せ（合計 65 万円）

〈改正後〉

- ・複式簿記だけでは 10 万円控除
- ・電子申告をすると 55 万円上乗せ
- ・さらに優良な電子帳簿保存で 10 万円上乗せ

クラウド会計の普及により複式簿記は当たり前になった一方、電子申告の利用率をさらに高めたいという国の狙いがはっきり表れています。

記帳条件	控除額	
	改正前	改正後
複式簿記+次の①～②のいずれか ①優良な電子帳簿（修正削除履歴） ②請求書データ等の自動連携	65 万円	75 万円
複式簿記+電子申告	65 万円	65 万円
複式簿記（書面申告）	55 万円	10 万円
簡易簿記 ^注	10 万円	10 万円

注：改正後の簡易簿記については、①事業所得もしくは不動産所得に係る前々年の収入が 1,000 万円以下（事業所得及び不動産所得がある場合はいずれも 1,000 万円以下）の納税者、または②事業としての規模に満たない不動産所得者もしくは山林所得者が適用できることとする。

4. 簡易簿記の人は特に注意が必要

簡易簿記については、さらに厳しい見直しが行われます。

改正後は、前々年分の事業所得または不動産所得に係る収入金額が 1,000 万円を超える場合、簡易簿記では青色申告特別控除の対象外となります。つまり、控除額は 0 円 です。

これは、控除の面だけを見ると、白色申告と同じ扱いになることを意味します。

国税庁の資料によると、記帳不備と指摘される割合は、

- ・複式簿記：約 1 割
- ・簡易簿記：約 3 割
- ・白色申告：約 8 割

とされており、簡易簿記は一定規模以上の事業者には不十分と判断されたと考えられます。

なお、不動産所得の場合も「収入金額」で判定されるため、居住用賃貸のみの個人大家であっても、家賃収入が 1,000 万円を超えると控除が受けられなくなる点に注意が必要です。

5. いつから影響が出るのか

この改正は、2027 年（令和 9 年）分以後の所得税および 2028 年（令和 10 年）分以後の個人住民税から適用されます。

つまり、令和 7 年分の収入金額が 1,000 万円を超えている場合は影響を受けることとなります。

6. 個人事業主が今から取るべき対応

今回の改正を踏まえると、個人事業主が取るべき対応は明確です。

- ・書面申告をしている場合は、e-Tax による電子申告へ切り替える
- ・簡易簿記の場合は、早めに複式簿記へ移行する
- ・クラウド会計ソフトの導入を検討する
- ・不安がある場合は、税理士への相談・依頼を検討する

特に、売上規模が大きい事業者ほど、対応の遅れがそのまま増税につながります。今回の見直しは、「今まで通りで大丈夫」という考え方が通用しなくなる改正と言えるでしょう。

自転車の交通反則通告制度（青切符）の導入

令和8年4月1日から、16歳以上の自転車利用者を対象に「交通反則通告制度（青切符）」が導入されます。これは自転車の交通ルール自体を変更するものではなく、違反後の処理手続きを簡素化する制度です。

1. 導入の背景

自転車が関与する事故は増加傾向にあり、信号無視やながらスマホ、飲酒運転などの危険行為が社会問題となっています。これまでは刑事手続（赤切符）で前科の可能性がありますでしたが、青切符により前科を伴わず、手続負担を軽減しつつ実効的な責任追及が可能となります。

2. 対象

16歳以上の者が行った反則行為に限られます。ただし、酒酔い運転や酒気帯び運転、妨害運転、携帯電話使用等によって実際に交通の危険を生じさせた重大な違反は反則行為には含まれません。これらの行為については、青切符は適用されず、従来どおり赤切符による刑事手続で処理されます。

3. 交通反則通告制度（青切符）とは

警察官が明確な違反行為を認知した場合、違反者に青切符（交通反則告知書）と納付書が交付されます。青切符による違反では免許の点数は付きません。ただし、酒気帯び運転など重大違反の場合は、免許停止などの行政処分を受ける可能性があります。反則金の交付は任意です。一定期間内に反則金を納付すれば、刑事手続に移行せず、前科も付きません。納付しない場合は、刑事裁判などの手続きに移行します。

4. 自転車運転者講習制度とは

自転車運転者講習制度は、自転車の運転に関し一定の違反行為（危険行為）を3年以内に2回以上反復して行った者に対し、都道府県公安委員会が講習の受講を命ずるものです（14歳以上対象）。命令を受けた場合、受講は義務です。「運転中ながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

法上、自転車が対象とされている反則行為

反則行為	反則金の額
携帯電話使用等（保持）	12,000円
放置駐車違反	9,000円
遮断踏切立ち入り	7,000円
駐停車違反	6,000円
信号無視	6,000円
踏切不停止等	6,000円
横断歩行者等妨害等	6,000円
安全運転義務違反	6,000円
通行区分違反（右側通行）	6,000円
交通禁止違反	5,000円
無灯火	5,000円
指定場所一時不停止等	5,000円
自転車制動装置（ブレーキ）不良	5,000円
酒酔い運転	5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転	3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
携帯電話使用等（交通の危険）	1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

※これらの違反は一例になります。

休日を会社設立日に指定できる制度が施行

1. 制度改正の概要

令和8年2月2日から、会社や法人の設立日を行政機関の休日に指定できる制度が施行されました。これは、商業登記規則等の一部を改正する省令（令和8年法務省令第2号）が令和8年1月16日に公布されたことによるものです。本改正により、一定の要件を満たせば、土日祝日や年末年始などの休日を会社等の設立日として登記簿に記録することが可能となりました。

2. 従来制度と改正の背景

従来、会社等は設立の登記をすることによって成立するとされ、設立年月日は法務局が設立登記申請を受け付けた日とされてきました。そのため、法務局が閉庁している行政機関の休日を設立日とすることはできませんでした。この結果、1月1日設立の会社が存在しない、設立日を誕生日や記念日に合わせられないなど、実務上の制約がありました。

3. 特例の主な要件

本特例を利用するには、登記が成立要件となる会社等であることが前提となります。設立登記申請書には、本特例を求める旨および指定する登記日を記載する必要があります。指定登記日は行政機関の休日であることが求められ、申請はその直前の開庁日に行わなければなりません。オンライン申請や郵送申請の場合でも、開庁時間内に到達し、当該開庁日の日付で受付される必要があります。

4. 申請実務上の留意点

例えば、1月1日を設立日とする場合には、12月28日など直前の開庁日に申請を行う必要があります。申請書には、書面申請であれば余白に、オンライン申請であれば「その他の申請書記載事項」欄に特例を求める旨を記載し、「登記すべき事項」欄の会社成立年月日に指定登記日を記載します。添付書面は従来どおり申請日までに作成されたものを添付する必要があり、不備がある場合には特例が適用されない点に注意が必要です。

5. まとめ

本改正により、会社設立日の選択肢が広がり、事業開始日や記念日を重視した設立が可能となりました。申請の際には要件・記載方法・添付書類を十分に確認し、正確な登記申請を行いましょう。

参考文献： ■警視庁 ■法務省



お勧めセミナー

第1回 家族を幸せにする相続セミナー 「知識ゼロからの相続税入門」

第1回は「**相続税の基本**」についてお話しします。事前の対策をしておけば、節税を図れるケースもあります。是非この機会に相続税の仕組みを知り、将来に備えて頂ければと思います。ぜひ、ご参加ください。

(開催日4月8(水) セミナー概要は、別紙案内をご覧ください。)

あとかき 少しずつ春の足音が近づき、桜の蕾がほころぶ日を心待ちにしています。今年こそ満開の下で穏やかな時間を過ごせたらと思います。いつも読んでくださる皆さまのおかげで、こうして季節の移ろいを共に味わえることに深く感謝しています。あたたかな春の日差しのように、皆さまの日々にも優しい風が吹きますように。



【発行】株式会社オフィスミツヒロ 代表取締役 光廣 昌史

税理士法人光和パートナーズ 社員税理士 光廣昌史 / 社員税理士 中山昌実

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号 Tel 082-294-5000

Fax 082-294-5007 URL <https://www.office-m.co.jp/>

